



日本弁理士クラブ幹事長挨拶

平成28年度日本弁理士クラブ幹事長 杉村 純子

1. はじめに

本年度（平成28年度）の日本弁理士クラブ幹事長として、一言挨拶をさせていただきます。

この文章を書いている時期は、秋も深まり、既に日本弁理士クラブ（日弁）として多くの本年度の事業やイベントを実施して来たところです。これまでの間を振り返りますと、会員皆様の温かいご支援を賜り、また、日弁幹事会メンバーを中心として献身的なご協力を戴き、期待以上の成果を出せていることに、改めて、心より感謝申し上げます。

皆様もご存知のように、本年度は、日弁推薦の伊丹勝・日本弁理士会会長の2年目の仕上げの年であり、日弁としても、伊丹会長の進める会務活動を積極的バックアップすることが本年度の活動の重要な柱の一つとなっています。

また、本年度は次期会長選挙の年でもあり、日弁から推薦した渡邊敬介会長候補者が無事、当選を果たせたのも、皆様のご支援の賜物であり、改めて厚く御礼申し上げます。

2. 第4次産業革命への対応

日弁は、会員数が最も多い団体であり、日本弁理士会の活動に対し、積極的に政策提言をして行く責務があると考えます。そして、その責務を果たすためには、現在から将来に亘り、知的財産制度や弁理士制度をどのように発展させるかという、明確なビジョンが必要です。

最近、よく耳にする言葉として「第4次産業革命」があります。蒸気機関の発明に代表される第1次産業革命、重工業の技術革新や電気の利用による大量

生産を実現した第2次産業革命、コンピュータを利用して自動化が進んだ第3次産業革命、そして、現在は、IoT、ビッグデータ、AI（人工知能）などの新技術の活用により新たなビジネスモデルが出現している第4次産業革命の時代と言われています。

我々が担っている知的財産制度は、経済・産業の発展の原動力となる人類の知的創造活動を保護する制度であるため、当然、産業構造が時代とともに変化すれば、制度自体も自ずと変貌していく宿命を背負っています。

この新たな産業の変革期にこそ、将来を見据え、どのような知的財産制度が必要であり、その中で、弁理士はどのような役割を担っていくべきかを、早急に検討することが重要です。

3. 日弁の会員の満足度の向上と無会派層の取り込み

日弁は、5つの会派の連合体です。会員は各会派に所属することで、自動的に日弁の会員となります。会員の皆様にとりまして所属する会派は身近な存在ではありますが、日弁と言う組織に対する帰属意識は希薄とならざるを得ません。日弁の役割は、日本弁理士会の役員選挙で勝利するためだと割り切れることもできますが、折角、多くの会員の先生方に参加していただいているのですから、この機会により多くの皆様に、日弁に所属することの充実感を感じていただけることも大切であると思っております。そして、それが、日弁の魅力となり、無会派層を取り込む一助となるのではないかと考えております。

本年度は、実務に即した研修として、知的財産高等裁判所の高部真規子部総括判事をお招きし、特許

ご挨拶

訴訟と商標訴訟の実務について2回に亘り研修会を行ないます。現役判事を講師とする研修会は、大変貴重であり、会員をはじめ多くの弁理士の方に有意義な機会を提供できると感じております。

数年前より、夏の風物詩としてサマーパーティーを開催しています。本年度は、会員だけでなく、会員のご家族やお知り合いの方々にも楽しんでいただこうと、バーベキューパーティーを開催しました。会場のいたる所で、家族や知人を紹介し合いながら歓談や食事が繰り広げられ、いつもと違った和やかなパーティーとなりました。パーティーの冒頭では、伊丹会長や渡邊敬介先生を囲んだトークショーも開催され、好評を博しておりました。

日弁五派の交流事業として、本年度は、新たに「五派リレーマラソン大会」を12月に開催します。最近は、テニスやゴルフをする会員は徐々に減少する傾向にありますが、逆に、ランニングを趣味にし、マラソン大会にも参加する会員が増えているようで

す。この潮流に乗った、この新しい企画はきっと成功すると確信しております。

4. おわりに

今年は女性初の都知事に小池百合子氏が就任し、弁理士会の委員会でも多くの女性弁理士が積極的に活躍しております。幸い弁理士には男性と女性の差が無く、女性にとっても活動しやすい環境が備わっています。私が日弁幹事長を務めることができるのも、その表れであると思います。一年間という限られた時間ではありますが、この機会を大切に、女性の幹事長として、少しでも女性らしい気配を感じていただけるような日弁の運営を行ないたいと思っておりますので、会員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、日弁幹事長挨拶とさせていただきます。

以上



「知財立国」の未来を切り拓こう！

日本弁理士会会長 伊丹 勝

1. はじめに

杉村幹事長をはじめ、日本弁理士クラブの会員の皆様には、日頃より日本弁理士会の会務にご協力をご頂き、誠に有り難うございます。昨年4月に会長に就任して以来、既に3/4の任期が経過しようとしております。ここまで何とか会務をこなして来られたのも、多くの会員の皆様の献身的なご協力があったからであり、ここに深く感謝をいたします。残り僅かではありますが、2年の任期の総仕上げに向けて、引き続き気を引き締めて全力で会務に当たる所存です。

2. 新弁理士法のもとでの就任

昨年4月の会長就任は、「使命条項」が規定された改正弁理士法が施行されたタイミングでした。弁理士は、「使命条項」に規定された通り「知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進」に寄与しなければならない訳です。世界最高の知財立国を目指す我が国にとって、「知的財産権の適正な保護及び利用の促進」を図る弁理士に対する社会的期待は大きくなる訳です。その一方で、弁理士や日本弁理士会に対する厳しい意見も数多く耳にしました。このような現状を踏まえ、日本弁理士会としては、会員が社会の期待に応じて適正業務を行うことができるように、必要な支援、指導、監督を行うことを、第1の役割・使命としております。その前提として、我々が「知的財産権の適正な保護及び利用の促進」を図るために、社会から何を期待されているかということ常を意識することが肝要であると思っております。弁理士法に規定され

た、我々の本来業務の質的向上を図ることはもとよりですが、より戦略的な権利創設に関われるように、我々もスキルアップを図っていく必要があるかと思っております。

3. 中小企業経営支援

「地方創生」は、労働人口の地方分散を促し、首都圏一極集中型の経済構造を少しでも緩和できること、首都直下型の震災に対するリスク分散が図れること、地域間競争によって日本全体の競争力強化につなげることができるなどの効果が期待されます。地域の中小企業の知財を底上げするためには、中小企業に知財の活用をすることによるメリットを具体的な成功事例を示しながら、理解して貰わなくてはなりません。弁理士は、これからは知的財産業界という狭い領域に閉じこもらずに、より大きな視野を持つべきです。知財の活用により業績アップを図るためには、知財を含む企業価値の「見える化」やオープンイノベーション、オープン・クローズ戦略、標準化推進などの戦略提案が必要になると思います。

このような業務をビジネスとして成立させていくためには、多少の時間がかかるかもしれませんが、粘り強くビジネスに結びつけることがこれからは必要になると思いますし、それに至る過程で、弁理士が戦略的な権利創設作業にも関与することになれば、権利化業務を拡大させていくこともできると思います。知財の価値を適切に評価して、企業の無形資産価値を高め、金融機関や投資家を巻き込んだ中小企業支援を進めていけば、日本の産業の底上げにもつながってきます。

昨年度より実施している「弁理士知財キャラバン」事業は、中小企業の知財活用を促す呼び水となる取組であると確信しています。本年度になって申請企業数も激増し、現在80件を超えております。成功事例も十数件蓄積され、一定の効果が期待されております。この事業は、社会的な期待も大きいことから、定着するまで継続すべきと思います。知財総合支援窓口、中小企業基盤整備機構、各地の経産局などとも連携し、更には、「新輸出大国コンソーシアム」からの支援も加えて、普及させていくことが必要と考えます。また、今後は、「知財経営センター」の創設により、トータル的な知財経営支援を強化していくべきと考えます。

4. 知財システムの活性化

知財紛争処理システムを含めた知財システムの活性化については、イノベーションを推進するという観点からの議論が必要であります。すなわち、我が国で生まれたイノベーションを我が国で権利化することにより、正当な保護がなされ、安心して次のイノベーションを創出することができる環境を醸成することです。そのためには、知財紛争処理システムについては、権利侵害がきちんと抑制でき、且つ不当な権利行使も抑制できるような制度とすべきでしょう。

また、AI、IoT及びビッグデータを活用した、新たな産業分野において、知的財産権の保護と利用のバランスをどう図って行くかという問題も、今後検討すべき材料です。グローバルなネットワークで接続されたシステムでは、サーバが海外に設置されることも当たり前のことになり、実施行為が複数の国にまたがるという状況にもなります。間接侵害や裁判管轄などの問題も含め、新たな保護のスキームが必要になると思われます。このような議論の中で、知的財産権による独占を許さないコモンズによるオープン化というような極端な議論にならないように、引き続き提言をして行く必要があります。現在、産構審の特許制度小委員会でも議論が進めら

れていますが、オープン・クローズ戦略や標準化など、知的財産の効果的な活用が可能な新たな枠組みについても、今後検討し、提案していく必要があるかと思えます。

グローバルドシエ、ePCT、PLTといったグローバルな知財システムに関しては、各国において適正な権利保護が確保でき、更に他国の審査状況も踏まえた良質な権利の取得が可能になるようなシステムを目指し、他国の代理人団体とも連携して行きます。来年の1月には第3回のプレジデントミーティングを開催する予定です。各国の代理人の議論も進んできたようですので、更に有意義な議論ができるものと期待しております。

また、本年2月のガリ事務局長の来日時に、WIPOとの間で締結したWIPO・GREENについても、その普及活動についての具体的方策を進めます。

5. Discover IP Japan / アジアセミナー

本年度は、日本の知財システムをもっと海外の企業に知って貰うために、米国のシアトルとパロアルトに出向き、地元企業に対して出願誘致を行うプロジェクトを実行いたします。名付けて「Discover IP Japan」。こちらは、米国代理人の仕事にもつながるので、AIPLAも協力してくれております。何らかの成果があればと期待しております。

また、本年度は、2年に一度行っているアジアセミナーを開催する年です。本年度はベトナムのハノイで開催されます。東南アジアでの知財人材育成は、日本の知財システムの東南アジアでのプレゼンス向上に貢献するものと期待しております。

6. 人材育成

本年度から開始した、グローバル人材育成プログラムは、英語によるプレゼン能力の向上や模擬パーティ研修など、日本にいながらにして現地体験できるユニークな研修です。日本の弁理士のプレゼンスを高めるための要素が詰まっており、その効果を見

極めたいと思います。

知財推進計画2016でも知財教育の重要性が明記され、弁理士などの専門家の活用による教育支援体制の構築を進める方向で進んでおります。知的財産支援センターや各支部で行っている出張授業、パテントコンテストやデザインパテントコンテストなどへの協力など、日本弁理士会の教育への取組は、外部からも高い評価を受けております。今後も、知財創出人材の育成に日本弁理士会としても関与していくことが必要です。

7. 最後に

私の任期も残り僅かとなりました。これからはしっかりと仕上げをしていく所存です。日本弁理士クラブの会員の皆様におかれましては、引き続き、ご支援ご協力のほど、宜しく願いいたします。

会 務 報 告

日本弁理士会副会長 高橋 俊 一

本年度副会長の高橋俊一です。昨年日本弁理士会役員選挙に際しましては、日本弁理士クラブからご推薦を頂きましたことにつきまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。4月の副会長就任以来、業務不慣れなことから右往左往の状態でしたが、何とか4月が過ぎ、やっと少し息が付ける状態になってきたところです。

以下、簡単ではありますが、小生担当の会務についてこれまでの報告をさせていただきます。

〔研修所〕

研修所は、4月14日の第1回正副所長会の開催により本年度の正式スタートでしたが、翌日の15日は「能力担保研修」の開講を皮切りに、主に平成27年度実務修習を修了された方々を対象とした「実務能力向上のための基礎力サポート研修」の案内及び募集、新設の「特許実務者養成講座」の案内及び募集、引き続いて「弁理士育成塾」の案内及び募集と続き、大変慌ただしい所です。

現在までに、「能力担保研修」及び「実務能力向上のための基礎力サポート研修」が終了し、「特許実務者養成講座」及び「弁理士育成塾」が進行中です。この他にも、「商標実務者養成講座」が開講待ち、新設の「グローバル人材育成研修」が募集中といった具合です。加えて、継続研修に至っては、はっきりなしです。

研修所は、総勢約100名の所員で企画、運営されています。それでも人手が足りないほどですが、皆さん、意欲をもって頑張っています。

また、研修所では、上記の他、名古屋での能力担

保研修のサテライト講義の取組、継続研修システムの見直し等を行っています。

〔弁理士法改正委員会〕

本委員会は、4月15日の第1回委員会の開催によりスタートしました。

現在までに、「水際取締手続に関する弁理士が関与すべき業務の検討」についての答申が出され、引き続き、著作権における保佐人業務等の弁理士法の業務範囲、弁理士試験の抜本的改革案など、次の弁理士法改正に向けて、様々な観点から検討を進めています。

〔弁理士推薦委員会〕

本委員会は、4月のスタート早々、次の裁判所調査官候補者の推薦依頼があり、早速に最高裁判所調査官選考部会を立ち上げ、公募、面接を経て、無事に候補者の推薦を行ったのを皮切りに、続々と関係機関等からの推薦依頼が来ており、増える一方です。

弁理士推薦委員会では、このような状況の中で、最適任の弁理士を推薦しています。

〔特許業務標準委員会〕

昨年度の成果として、会員の皆様に配布するに至りました冊子「弁理士業務標準（第9版）」について、未だその存在を十分認識していただけていない会員もおられるようです。

このため、本委員会では、現在、多くの会員により知ってもらい、また活用していただくべく、要約版の作成及びこの要約版のスマホ等への展開を討し

ています。

[知財システム検討委員会]

本知財システム検討委員会は、昨年度に新設された委員会です。昨年度に引き続き、日本弁理士クラブ幹事長でもある杉村純子委員長の下、4月26日から新年度をスタートしています。

弁理士業務を拡大する方向での様々な政策についてタイムリーに取り組む委員会ですが、現在までに、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会への出席等を通じて、知財紛争処理、新実用新案制度、グローバルドシエ、e-PCT、WIPOグリーン等について検討しています。

[企業弁理士知財委員会]

企業弁理士知財委員会は、4月15日に、第1回の正副委員長会の開催によりスタートしました。月中の正副委員長会と月末の全体会議を中心に活動しています。委員会は、夜の18:30から開催されますが、出席率が高く、委員の皆さんの意気込みが感じられます。

本年度は、どうすれば企業から認められ、使命条項を背負った弁理士として存在価値を高めることができるのかについて検討を進めています。

[北海道支部]

北海道支部は、4月7日に、第1回の役員会の開催によりスタートし、その後、6月27日に総会が開催されるに至っています。昨年、他のいくつかの支部

と同様に10周年を迎え、20年に向けて新たなスタートを切りました。北海道における知財の状況は、本州等に比べて厳しい状況ですが、支部会員の先生方が一丸になって状況の改善に向けて頑張っております。

[関東支部]

関東支部は、4月11日に第1回の役員会の開催によりスタートし、現在まで、7月14日に総会が開催され、引き続き7月22日に新人歓迎会が非常に盛況の内に開催されるに至っています。特に、新人歓迎会への新人弁理士の先生の出席が多く、関東支部に対する関心の大きさを知ることができました。今後、これらの新人弁理士の先生の活躍を大いに期待したいところです。

関東支部は、昨年、10周年を迎え、新たな20年に向けて新たなスタートを切りましたが、順調な滑り出しと行うことができると思います。

今後は、地元の関係機関との接点を一層充実させ、地元の教育機関からの研修依頼等の様々な要望に適切に応えていくことで、関東支部だけではなく、広く弁理士という資格を広く知らしめる原動力になってくれると思います。

[最後に]

これから後半戦に入りますが、日弁会員の皆様方のご協力なしにはゴールに到達することが難しいと考えており、ご理解、ご支援を宜しく願いいたしまして、結びとさせていただきます。

会務報告

日本弁理士会副会長 本多敬子

1. はじめに

昨年秋に日本弁理士クラブよりご推薦いただき、本年4月1日より平成28年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております本多敬子です。

2. 会務の準備

副会長としての会務は前年度の10月より開催される次年度会務検討委員会から実質的に始まり、事業計画、附属機関・委員会の諮問、予算などを前任の方々・事務局の皆様からご教示いただきながら、具体化して参りました。この委員会で各副会長の担当も決まり、私は、国際活動センター、意匠委員会、商標委員会、著作権委員会、貿易円滑化委員会、不正競争防止法委員会、農林水産知財対応委員会と東海支部を担当させていただくことになりました。以下にその活動をご紹介します。

3. 会務報告

(1) 国際活動センター

国際活動センターでは大西センター長の下、国際政策研究部、外国情報部（米州部、欧州・アフリカ部、アジア・オセアニア部）、日本情報発信部の部会に分かれて情報収集・情報発信などの活動をしています。各国の関連団体、AIPLA（米国）、CIPA（イギリス）PAK（ドイツ）、EPO（欧州）、中華専利代理人協会その他の団体との交流の場合は、プロジェクトグループを立ち上げて対応しております。英国がEU離脱を決めたことによる影響についてはCIPAからの情報提供を受け何らかの動きがありましたら適宜皆様にご報告して参りたいと思います。また、今

年度は2年に1度開催しておりますアジアセミナー開催の年度であり、ベトナムのハノイにおいて2日間にわたり行う予定で多くの参加者を期待しております。さらに、米国の中小企業に対して日本の知財制度の良さをアピールするDiscover IP Japanの企画も進行中で、本年度は米国パロアルトとシアトルにおいて開催する予定です。

(2) 意匠委員会

意匠委員会では篠田委員長の下4つの部会に分かれて活動しております。第1部会は分割・秘密、3Dプリンタに関する問題点、第2部会は部分意匠出願の関連意匠登録例について、第3部会は各国の意匠制度の調査及び毎回オブザーバー参加をしておりますSCTに関する事項並びにハーグ協定に関するQ&Aについて、第4部会は2013年から2015年の画像意匠の登録例及びAI創作物について検討予定です。また、日本インダストリアルデザイナー協会との交流を図り、TOKYO PACK2016への出展協力及び相談員の派遣を行いました。さらに米国・欧州・韓国・中国及び日本間で行われております5庁会議（ID5）にもユーザーとしての意見・質問をまとめ委員を派遣しました。

(3) 商標委員会

商標委員会では松嶋委員長の下、4つの小委員会構成をとって活動しております。第1小委員会は現在産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループにて改正作業が行われております商標審査基準への対応を行って

り、適宜会員の皆様への周知を行ってまいりたいと思います。第2小委員会はディスクレーム、不使用商標対策及び商標の定義について検討を行っております。第3小委員会はTM5やWIPOで行われますSCT・マドプロワーキング・ニースユニオンなどの国際会議への対応 - 議題の確認、会としての意見のまとめ、オブザーバー参加など - を行っております。第4小委員会はトレードドレスについて検討を行っており、海外へのアンケートも実施いたしました。

(4) 著作権委員会

著作権委員会では渥美委員長の下、4つの部会に分かれて活動しております。第1部会は日本弁理士会の著作権に関する問題の検討とその取扱いについて答申書をまとめて頂いております。また、今後の法改正にも関わってくるのが予想されるフェアユースについての検討も行っております。第2部会は「鑑定マニュアル／ガイドライン」、「地域キャラクターマニュアル」、「会員からのアンケートに基づく著作権実務Q&A」を作成し、その配布に向け準備を行っております。第3部会は、著作権に関する重要判例の研究を行っており、最近の判例を抽出しこれらを検討後会員に紹介する予定です。第4部会はコンテンツについて専門家のお考えなども参考にしながら現状分析を行いまとめております。

(5) 貿易円滑化対策委員会

貿易円滑化対策委員会では華山委員長の下、3つの部会に分かれて活動しております。第1部会は外国における模倣品・海賊版対策についての情報収集及び会員への情報提供、国際知的財産保護フォーラムの関係プロジェクトへの参加など、第2部会は国際知的財産保護フォーラム・コンテンツ海外流通促進機構などの各種委員会に委員を派遣し情報収集を図っており、第3部会は水際手続に関する税関などの国内外関係官庁との交流、情報・意見交換及び連携強化を図っております。9月には模倣品対策に関するセミナー、水際手続に関するセミナーも開催

致しました。また、世界税関機構が開催する模倣品・海賊版グループ会合等、中華商標協会年次総会などに参加し、情報収集及びこれら団体との関係強化を図っております。

(6) 不正競争防止法委員会

不正競争防止法委員会では中山委員長の下、2つの小委員会に分かれて活動しております。第1小委員会は米国において2016年5月11日に営業秘密保護法が制定されたことに鑑み米国の不正競争防止法に関する動向の調査を行い会員に役立つ情報を提供する予定です。第2小委員会は広義の混同と希釈化について2つのサブグループに分かれてそれぞれ裁判例・論文等の検討・研究に比較法的考察を加え、報告書にまとめる予定です。また、鳥取、金沢など日本各地で行われておりますINPITの営業秘密に関するセミナーに講師を派遣し、セミナー及び営業秘密に関する相談にのっております。

(7) 農林水産知財対応委員会

農林水産知財対応委員会では長谷部委員長の下、3つの部会に分かれて活動しております。第1部会は実際に各地に赴き農林水産物を扱っている方々から聞き取りを行い農林水産に関する知財の支援の在り方の検討を行い会員に報告をする予定です。第2部会は実際に地域団体商標と農林水産省が行っている地理的表示の登録について現実の登録されている状況などを調査し、地理的表示保護の制度の活用についての検討しております。11月には農林水産省の方を講師にお招きして地理的表示の保護についてのセミナーを行う予定です。第3部会は農業新聞などを通じて、また必要に応じて各地に講師を派遣するなどによって農林水産業界に対する知財制度の広報を企画実行しております。

(8) 東海支部

東海支部は今年度20周年を迎え、小西東海支部長の下、興味深い企画が種々進行中です。東海地域

ご挨拶

の知財関係機関との連携も強く、地域に根差した様々な知財普及活動を行っております。東海支部が協力されている中部経済産業局主催の「サイエンスショー」においては真夏の土曜日にもかかわらず、多くの東海支部の皆様がボランティアで参加されて汗を流していらっしゃり、支部の方々の熱意に打たれました。また、昨年度に続き重要事業の一つであります「弁理士知財キャラバン」についても絶大なご協力をいただいております。来る1月27日には設立20周年の記念事業として講演会・式典・祝賀パーティーが行われる予定です。盛大な会となりますことを祈念しております。

4. 最後に

今年度も半年が過ぎました。私が担当しております国際活動センター・東海支部・各委員会において、またその他の会務の運営において多く日本弁理士クラブ所属の皆様が力を尽くしていらっしゃいます。至らないところの多い私ですが、大変多くの皆様のお力添えを得てここまで参りました。この場をお借りして心より御礼申し上げます。残りの任期も精一杯邁進して参りたいと思いますので、どうぞ引き続きご指導ご協力のほどお願い申し上げます。

会 務 報 告

日本弁理士会副会長 大 澤 豊

【はじめに】

昨年度の日本弁理士会役員選挙にて日本弁理士クラブからのご推薦を頂いて当選させて頂き、本年度副会長を務めさせて頂いております大澤豊です。どうぞよろしくお願い致します。本稿執筆時点では、副会長の任期が半分と少々経過したところです。年度始めから様々なタスクに追いまわられてきた感がありますが、そろそろ今年度の各委員会等での検討結果をまとめる時期になって参りましたので、年度内に具体的な結果を出せるよう、ペースを上げて取り組んでいきたいと思えます。

以下、私が担当する委員会等の活動状況を報告させて頂きます。

【特許委員会】

特許、実用新案の制度及び審査基準等に関する調査、研究、政策提言等を行います。昨年度から、旧ソフトウェア委員会を統合し、コンピュータ・ソフトウェアの保護についての検討も扱うことになりました。本年度は、昨年度改訂された特実の審査ハンドブックに掲載された審判決例につき、近年の裁判例の潮流についての検討結果も踏まえて、その追加、変更等についての提言を行うことを予定しています。また、特許制度のグローバル化に向けた各国制度の比較及び望ましい方向性についての提言も予定しています。さらに、最近にわかに注目を集めている、AIやビッグデータに係る創作物をどのように保護すべきかについての提言も行う予定です。AIやビッグデータについては、経済産業省から「新産業構造ビジョン」が公開され、「第四次産業革命を視

野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」が設置されるなど、現在注目を集めている分野であり、新しい技術について世界に先駆けて適切な保護制度を提案し、構築することは、知財分野における日本のプレゼンスを高めることにもつながると考えます。

【バイオ・ライフサイエンス委員会】

バイオ・ライフサイエンス分野に特化して、特許庁の法制度に関する政策提言を行います。特に、生物関連発明や再生医療等の保護に重点を置いています。今年度は、バイオ関連・医薬発明の進歩性判断、個別化医療関係発明についての特許性の国際比較、バイオシミラーを意識した高分子医薬品の保護、バイオ・医薬関連技術の営業秘密としての保護手法、医薬の用途発明の保護範囲、バイオ関係のベンチャーキャピタルの動向等について調査及び研究を行っています。

バイオ分野では、少ない数の特許で市場規模の大きい製品を保護できるためか、訴訟も頻発しており、それに伴って、新たな判例に基づき短期間のうちに実務の指針が様変わりすることがしばしばあります。バイオ・ライフサイエンス委員会では、こうした実情を意識し、毎年似た分野で継続的にアンテナを張って最新情報の収集と分析を行い、急な制度改正が行われるような場合でも、意見発信や会員への周知等の対応が可能な態勢を整えています。

トピック的な事項が挙がらない時にはこのような活動は無駄に見えることもあるかもしれませんが、こうした継続的なウォッチは、日本弁理士会の組織

の機能として弱い部分であり、今後強化していくべきではないかという気がしています。

【総合政策企画運営委員会】

日本弁理士会、弁理士制度、知的財産制度、知的財産支援の総合的な中・長期計画の検討を行います。特に、知的財産推進計画に関する日本弁理士会の意見とりまとめや、同計画に関して日本弁理士会がなすべき事項の検討を行います（このため、委員会だけでなく知財推進計画に関する対応全般が私の担当となっています）。また、インターン制度に関する事項も取り扱います。本年度は、会員間の会務負担の平準化を図るべく日本弁理士会の委員会等の職務を会員に割り当てるための具体的方策について、検討を行っています。また、実務係委員会の答申書や、海外団体との情報交換の報告書など、日本弁理士会が保有する実務に関連する情報を、会員の皆様がより見やすい形で公開するための方策についても検討しています。さらに、会務中の事故等による損害を補償するための保険の見直し、日本弁理士会の一般会計の繰越金を減らすために採るべき対応の方向性についての検討も行っています。

【財務委員会】

日本弁理士会の財政に関する事項の調査、研究、審議立案等を行います。今年度は、平成24年度の会費値下げ後の収支を踏まえた日本弁理士会の財政の見通しについて検討を行い、今のままの財政運営であればしばらくは一般会計の黒字が増加するという検討結果となりました。この答申を受けて、総合政策企画運営委員会に対応の方向性について検討をお願いした次第です。また、委員会等の業務で出張する場合の旅費に関する規定について、現行規定の制定時からの状況の変化を踏まえて、妥当な金額を支給するように規定を見直す予定です。

なお、私は、委員会とは別に、日本弁理士会の「財務」の担当でもあり、予算の原案の作成、伝票のチェック、監事会での月々の財政状況の報告等を

行っております。

【経営基盤強化委員会】

特許事務所の経営基盤を強化する方策を検討して会員に提案し、もって特許事務所の競争力の強化の取り組みを支援・推進することを目的としています。今年度は、昨年度試験的に提供した特許事務所向けの経営分析ソフトの改良、昨年度好評であった、事業承継及び連携を希望する会員が知り合う場を提供するためのマッチングセミナーの継続的開催、事業承継や、一人事務所における弁理士が急に執務不能となる場合に備えるための注意事項集の作成、特許事務所間の過度な価格競争を避けるための方策の検討等を行っています。特許事務所の経営について相談できる相談員を紹介する経営相談員制度の試験的運用も行う予定です。

【知的財産政策検討WG】

日本弁理士会に関する知財政策について検討及び意見交換を行います。政治家の動きにも詳しい、経験豊富な委員にお集まり頂き、幅広い視点から、日本弁理士会が政府や官庁等に求めていくべき知財政策について検討を行っています。

【タイムスタンプWG】

I N P I Tが来年度から実行を予定しているタイムスタンプ保管事業を見据え、タイムスタンプを利用した業務に弁理士がどのように関与し、そこから収益を挙げられるかについて検討を行っています。そして、これらの検討結果に基づく会員向けセミナーを開催予定です。

【営業秘密保護検討WG】(副担当)

弁理士が営業秘密の保護に積極的に関与し、特に中小企業に対して適切なアドバイスができるようにするための方策について検討を行っています。その検討結果は、随時会員に向けて発信していきます。

【知財戦略本部対応WG】

政府の知的財産戦略本部への対応を検討するためのWGです。知財戦略本部に委員として参加頂いている会員も交えて、日本弁理士会として、知的財産戦略本部で議論されている事項についてどのような意見を発信していくべきかを検討しています。

【外弁制度検討WG】

外国法事務弁護士と日本弁護士の共同法人（B法人）について、今後行われる予定の法改正の本格的な議論に際して日本弁理士会がどのように対応するかを決定するための準備段階として、日本弁理士会が今まで行ってきた主張及び今後行う可能性がある主張を改めて整理しつつ、外部調査機関等も活用して、その裏付けを強化するための情報を収集します。

【東北支部】

人数の少ない支部であることもあり、いままでは役員中心の運営でしたが、今年度からは支部委員会を設置し、より多くの支部会員に活動へ参加して頂ける態勢となっています。今年度は、東北地域で開催されるエキスポに出展し、相談会を開催しました。また、弁理士知財キャラバン事業にも、積極的な協力を頂いています。

残り半年弱、精一杯務めて参りますので、皆様の暖かいご支援、ご指導、ご鞭撻を賜れますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。



会 務 報 告

日本弁理士会副会長 須藤 浩

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦をいただき本年度副会長を務めさせていただいております須藤浩^{ゆたか}です。南甲弁理士クラブに所属しております。本稿を執筆しております9月時点で、本年度役員会がスタートして半年弱が経過しました。会員の皆様には、多大なご支援・ご協力を賜り大変感謝しております。この場を借りて厚く御礼申し上げます。私は、キャラバン統合ワーキンググループ、知的財産支援センター、広報センター、知財経営コンサルティング委員会などを担当しております。

パテント誌8月号で会務報告をいたしました。パテント誌の原稿執筆時から数か月経過しておりますので、現時点での会務状況についてご報告いたします。

2. 中小企業支援統括本部

伊丹会長を本部長とし、担当副会長である私と知的財産支援センター長の松浦先生を副本部長として、キャラバン統合ワーキンググループなど、中小企業の支援活動を統括する組織です。この中小企業支援統括本部からの指示をキャラバン統合ワーキンググループが各地域キャラバンに伝達するという組織体制を採っています。

3. キャラバン統合ワーキンググループ

弁理士知財キャラバン事業を機動的に推進するワーキンググループです。弁理士知財キャラバン事業は昨年度立ち上がり、本年度で2年目となります。昨年度の実績を踏まえて運用の改善などを図り、また事業内容が関係各所に知られてきたため、本年度

に入って申請件数が急増しています。

今後、広報センターでの広報活動と連携して、弁理士知財キャラバン事業をさらに周知して参ります。

これまで知財に興味のなかった中小企業の経営者の方々に多く利用していただき、本事業を成功に導くよう尽力して参りますので、会員の皆様には、今後ともご協力をお願い申し上げます。

4. 知的財産支援センター

例年通り、小学校、中学校、高等学校、高専、大学に対する教育支援や、中小企業に対する各種支援などを行っております。

教育支援、中小企業支援、ともに国の重要政策でもあり、知的財産支援センターは重要な役割を担っています。

教育支援につきましては、次年度に向けて新たなコンソーシアムを構築する動きがあり、日本弁理士会も支援機関として参加する予定となっています。

5. 広報センター

日本弁理士会ホームページの管理、マスコミ対応、パテントアトニーやパテント誌の発行など広報活動全般を行っております。

6月に弁理士法違反容疑の逮捕者が出ましたが、その際にはマスコミ7社からの電話取材がありました。

10月から民放テレビ放送（中国地方エリア）でのミニ番組、FMラジオ放送（東東京エリア）を使った広告が始まります。弁理士知財キャラバン事業の広告に止まらず、弁理士の存在や職域を世の中の不特定多数の人々に広く知ってもらい、弁理士をどんど

ん活用してもらいたいというのが狙いです。テレビ・ラジオとも特定地域のみでの放送ですが、日本弁理士会のホームページから視聴・聴取できるようにする予定です。日本弁理士会として初の試みとなりますので、どのような反響があるか楽しみにしています。また、効果確認をしっかりと行い、次年度以降の広報活動に生かしていけるようにしなければならぬと考えており、そのための準備もしております。

また、本年度から新たに広報顧問に参加していただいております。日本弁理士会の広報活動をサポートしていただいております。

さらに、ホームページの全面改修を行うため、現在は業者の最終選考を行っているところです。ユーザーの使い勝手を重視して改修を行います。本年度中に改修作業を終え、来年4月よりスタートする予定です。

6. 知財経営コンサルティング委員会

コンサルティングの研究や研修の企画・実行を担う委員会です。昨年度からは、これまでの研究成果を生かし、弁理士知財キャラバンの支援員を養成する研修を実施しています。本年度は、7月～8月の期間で第3クールを実施いたしました。支援員の養成研修を終え、自分のクライアントに訪問してコンサルティングを実践する訪問コンサルを終えると履修支援員となります。これまで既に200名を超える履修支援員が生まれておりますが、第3クールを修了した方々がさらに履修支援員となっていきますので、今後さらに増員されるものと見込まれます。

また、支援員のスキルをさらにアップさせるべく、産業界からのご意見を取り入れたフォローアップ研修を開催する予定です。

7. 知的財産経営センター設立準備ワーキンググループ

日本弁理士会では、これまで様々な機関で中小企業の知財経営支援を行ってきておりますが、活動内容が重複していたり、活動領域が複数の組織に分散していたりするのが現状であると考えられます。

そこで、中小企業支援に関わる各組織を、中小企

業に対する知財経営支援を総合的に実施できる1つの機関にまとめて、各種の支援要請に対応できる組織にしようと考えております。

次年度からスタートできるよう、12月の臨時総会に向けて、会員の皆様のご意見を伺いながら慎重に準備を進めているところです。

8. 中国支部

4月に広島県と知財支援協定を締結しました。また、現在の支部室が入っているビルの取り壊し決定に伴い、7月末に支部室を移転し、8月から新支部室にて業務が行われています。

広報センターと中国支部の広報委員会とが連携し、中国地方エリアでの民放テレビ放送の番組制作を行っています。

9. 九州支部

4月14日(木)以降に発生した「平成28年熊本地震」は、熊本県・大分県を中心に各地で甚大な被害をもたらし、会員及び会員の事務所も被害に遭われました。会員の皆様には、救済募金にご協力いただき感謝しております。皆様からいただいた救済金は、被害地域におられます支部会員の皆様、熊本県、大分県に直接お渡しいたしました。7月20日に大分県庁、翌21日に熊本県庁を訪問して参りました。

10. 終わりに

以上、担当組織の活動状況を簡単に報告させていただきました。弁理士知財キャラバン事業に関連する組織をまとめて引き受けさせていただいていることもあり、知財キャラバン事業に関する各組織の風通しが良く、ある程度円滑に連携できていると感じています。残り半年余りで、もうすぐ折り返し地点ですが、各組織に所属されている会員の皆様のご協力・ご尽力のお蔭でこれまで順調に来ております。今後も気を緩めることなく、皆様のご意見を運用に取り入れながら最後までやり切りますので、今後ともよろしくご意見申し上げます。



会 務 報 告

日本弁理士会副会長 金本 哲 男

1. はじめに

日本弁理士クラブからご推薦をいただき、平成28年度の副会長を務めております金本哲男です。日本弁理士クラブの諸先生方には、日頃から日本弁理士会の会務にご協力いただきありがとうございます。この場を借りてあらためてお礼申し上げます。

今年度は伊丹執行部の2年目にあたっており、いわば仕上げの年となります。そのため平成28年度の事業計画は昨年度の事業計画に掲げた重点政策を基本的には踏襲しつつ、これまでの各種事業、活動の成果、進捗等を検証したうえで、さらなる強化を図るという方針を採っています。

2. 事業計画

今年度のスローガンは、「知財立国の未来を切り拓くべく行動しよう！」です。これには、我々を取り巻く環境が依然として厳しい中、現状を打破すべく昨年度以上に積極的に行動しようとの思いが込められています。以下は、今年度の重点政策です。

- (1) 地域知財活性化活動のさらなる拡充
 - (2) 各種のネットワークを駆使した知財環境の充実
 - (3) タイムリーで効果的な広報活動の強化
 - (4) 事務所経営基盤の強化に資する具体的支援の継続実行
 - (5) 多方面での人材の育成
 - (6) 魅力ある知財制度実現のための調査、研究、提言
 - (7) 日本弁理士会の組織改革の実現に向けた取組
- これら政策を実行して、しかるべく形で成果が結実するように、執行役員会一同尽力する所存です。

3. 担当会務及び活動状況

私が担当している会務・委員会は、総会、常議員会、監事会、例規委員会、組織改革特別委員会、会員規律に関する特別委員会、役員制度改革委員会です。またその他に担当している掌管業務として、会長室、事務局などがあり、そして執行役員会ではいわば総務担当副会長として、特許庁をはじめとした各種関係団体に対応しております。

以下に主な担当会務・委員会の状況を報告します。

(1) 監事会

監事会は毎月1回、月末の月曜日に定例的に開催されており、前月の会務状況と財務状況について監事の方々から監査を受けています。事前に監事の方から質問を受けており、この質問に対して会務については私から、財務については財務担当の大澤副会長から答える形式で監査が進んでいきます。もちろん関連事項については、その場で次々と質問されるので、非常に緊張感のある場となっています。このような毎月の監査が設定されていることで、執行役員会ではより慎重に各種議案を審議することになります。

(2) 例規委員会

会則、会令などの新設、改正にあたっては、常議員会及び総会に回る前に、各種条文の規定ぶり等について例規委員会でチェックを受けることとなります。今年度は、会則改正を伴う例規改正を予定しているため、今後例規委員会にて審議していただくこととなります。

(3) 組織改革特別委員会

日本弁理士会もいまや会員数が1万1000人に達しており、組織としても非常に大きなものとなっております。またそれに伴って各種事業も非常に多岐に亘っており、内外の関係団体との交流も活発なものとなっております。かかる事情も鑑みれば、日本弁理士会の組織について、短中期、中長期の観点からの検討、改革が急がれるところです。

組織改革特別委員会では、そのような短中期、中長期の観点からみた組織の在り方について、委員会の統廃合も視野に入れて検討していただいております。たとえば過去の各種委員会の諮問、委嘱事項について、重複の有無、必要性などを検証し、その結果を今後に生かすべく審議しています。またこの委員会では昨年度に引き続いて、支部からの要望がある支部名称の変更についても審議していただいております。

(4) 会員規律に関する特別委員会

弁理士法の改正によって、我々は知的財産に関する専門家として弁理士法の第1条に規定され、知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資する使命があると明記されました。そのため我々に対しては、このような社会の使命からの視点、評価が強くなってきているところです。一方で上記したような多数の会員の増加をみると、それに比例して残念ながら依頼人とのトラブルもまた増えてきているのも事実です。このような中で、我々は、自ら襟を正すべく、いわゆる悪質事例に速やかに対応し、もって被害の拡大を防ぐ必要があります。さもないとこれまで築いてきた社会の信頼性を損なうこととなります。またこのことは産業構造審議会の弁理士小委員会においても、強く求められているところです。

会員規律に関する特別委員会においては、悪質事例の処分前公表制度の創設、関係例規の整備について審議しています。

(5) 役員制度改革委員会

当然のことですが、会務運営については、我々の自治を最大限維持する必要があります。しかしながら、上記したように、使命条項の導入に伴って、我々に対する社会の目、とりわけ公益的視点からの評価が強くなってきています。したがって、両者のバランスをとりつつ適切に会務を運営するために、客観性、透明性が必要です。これまで外部意見聴取会、外部監事の導入によって、中間、あるいは事後のチェックについては適切になされていたところですが、さらに進んで外部有識者の方の意見を、例えば会則の新設、改正前に事前に何う機会を担保する制度の必要性についても検討する段階にあるのではないかと考えられます。

役員制度改革委員会においては、かかる点から、いわゆる外部役員の導入について審議しています。

(6) 会長室

会長室は、例えば会員からの業務内容自体や、業務の引き継ぎなどに関する問い合わせ、会員並びに会員外からの苦情に対しての相談業務、既述した各種委員会の過去の諮問、委嘱事項の分析、さらには執行役員会がプレゼンテーションを行う際の資料の作成など、ある意味地味といえますが、執行役員会、会務をサポートするための業務を行っています。

4. おわりに

この原稿を書いているときは、ようやく任期の半分近くに達しようとしたところですが、後半に向けてさらに様々な対応をしなければならない業務が待ち構えています。もとよりそのような業務に対しても尽力する所存ですが、到底副会長個人、執行役員会の力だけでは全て適切に対応しうるものではありません。

したがって日本弁理士クラブの先生方には、今後とも多大なご協力、ご支援をよろしくお願いしたいと思います。



会 務 報 告

平成28年度常議員会議長 玉 真 正 美

平成28年度常議員会につき、ご報告します。

1. 常議員会の構成

ご承知のように、常議員会は、全国9選挙区から選出された60名の常議員により全体会が構成されております（任期2年で、毎年30名ずつの改選による半数交代）。

そして、これら60名の常議員は、議長は別として、副議長を分科会長とする第1および第2の2つの分科会（第1分科会30名、第2分科会29名）に所属しております。また、議長および副議長を含む9名の常議員は調整分科会に所属しており、議長以外は第1または第2分科会との重複所属という構造です。

「分科会」なる名称は、平成28年2月22日開催の平成27年度第3回常議員会における会規改正により採用されたものです。すなわち、会規第13号の規則名が昨年度までの「審議委員会規則」から「分科会規則」に、また各条項における「委員会」が「分科会」に変更決議され、本年度4月1日付けで施行されたことによります。

また、常議員の人選は、候補者選出段階で正副会長経験者を含めることが慣行とされており、地域的普遍性に加えて経験的にも広汎な人材が集められております。常議員会には、この処、会員以外の外部常議員を導入すべき、との執行役員会の動向もあり、近い将来、常議員会の構成が外部に繋がることも想定されています。

2. 常議員会の活動

(1) 全体会の審議

本年度の第1回常議員会は、平成28年4月8日に開

催されて、年度常議員会の構成につき検討が行われて正副議長が選出され、さらに3つの分科会の構成が決議されました。

続いて、第2回常議員会が平成28年4月28日に開催されて定例総会議案を含む審議事項が検討、決議されました。

常議員会が取り扱うべき審議事項は、会則78条に(1)ないし(8)として列挙されております。

「(常議員会の審議事項)

第78条 常議員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総会に付する議案に関する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 会規の制定、改正又は廃止に関する事項
- (4) 本会の予算外支出又は予算超過支出に関する事項
- (5) 経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項
- (6) 綱紀委員会、不服審議委員会、審査委員会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、コンプライアンス委員会及び継続研修履修状況管理委員会の委員の選任に関する事項（改正、平17・12・21臨時、同20・9・26臨時、同23・12・9臨時）
- (7) 本会又は会員の社会貢献に関する事項
- (8) その他会長が必要と認めた事項

これらの審議事項を、上記した常議員会の構成と併せて考えると、常議員会は代議員会的意味合いであると捉えることができます。つまり常議員会は、総会ほどの規模ではないものの、弁理士会の一部とはいえ選挙で選ばれた全国各地からの代表者により

構成されており、普遍性のある会内意見を徴収することができます。したがって、常議員会は、限定的ではあっても普遍的な会内意見の徴収機能を有している、と見ることができます。

(2) 分科会の審議

第2回全体会において決定された3分科会の構成を受けて、第1回調整分科会が平成28年5月19日に開催され、第1および第2の各分科会が担当する審議事項についての検討が行われ、今年度の審議事項が下記のとおりに決定されました。

(a) 審議事項の決定

・第1分科会

・審議事項1：弁理士法31条に規定する利益相反規定の改廃について

・審議事項2：弁理士再登録時の登録番号について

・第2分科会

・審議事項1：外国法事務弁護士のB法人（混合法人）について

・審議事項2：弁理士バッジのデザインについて

(b) 各審議事項の背景

・第1分科会の審議事項

・審議事項1：弁理士法31条に規定する利益相反規定の改廃について

この審議事項は、弁理士法改正を目指すものです。平成12年の弁理士法改正直後から、この利益相反規定は弁理士業務の実情に合致しない、との議論が開始、実務にも支障が出ている現状を改善しようとするものです。弁理士法の改正事項ですから、十分な準備が必要であり、検討を深めていく必要があります。

・審議事項2：弁理士再登録時の登録番号について

この審議事項は、多くの会員にはさほど関係がないのですが、一部では喫緊の課題とも言えるものです。近年、弁理士登録後に業務を休止して法科大学

院に進む会員が出ており、その場合、一旦登録抹消し、その後で再登録するケースがあります。この再登録時は、原登録番号とは異なる新たな番号が付与され、登録番号と氏名とを組み合わせると人物の異同が不明になることが背景です。

もっとも、その後判明したことですが、この問題は既に平成21年に総合政策検討委員会で検討済みであり、それによれば、当会事務局における弁理士登録データベースのシステムは、再登録の際に原登録番号を使えるように設計されておらず、その結果断念された経緯があったとのこと。そこで、今後の取り扱いを含めた検討をしている処です。

・第2分科会の審議事項

・審議事項1：外国法事務弁護士のB法人（混合法人）について

この審議事項は、ここ数年に亘って弁理士会が導入反対を対外的に主張してはいるのですが、法務省における検討会でも導入必至の方向になりつつある現状に鑑み、弁理士会としていかに対応するか、を検討すべき状況にあります。そのための意見徴収を目的として、常議員会で審議をするものです。本年12月を目処に審議を進めております。

・審議事項2：弁理士バッジのデザインについて

この審議事項は、バッジの改変に関するものです。弁理士バッジは、金色菊の紋の上に同色の桐の紋を重ねた紋章をえんじ色座布上に載置したものです（会令10号3条）。2つの紋は何れも皇室のご紋ですから、紋章自体およびその装丁と合わせた形をみても荘重さは評価されるべきと思います。

しかしながら、現在の弁理士バッジは、弁理士の業務内容である知的財産との関連性を示しているとは見えない点で、違和感を持つ人がいるのではないのでしょうか。弁理士といえば、まず知的財産すなわち特許、商標、意匠等が業務対象となるわけですが、2つのご紋は、知的財産の何れかを連想させるものではありませんし、むしろ知的財産とは無関係ではないか、と見られることがこの審議事項の背景です。

ご挨拶

(c) 第1および第2各分科会の開催

調整分科会での各分科会が担当する審議事項の決定を受けて、第1分科会は平成28年8月9日に、また第2分科会は同8月2日に、何れも弁理士会会議室において第1回会合が開催され、上記審議事項の審議が開始されました。

3. むすび

常議員会については、永年に亘って活性化の必要性が叫ばれてきました。弁理士法改正から10数年の間、執行役員会と同心的存在であった常議員会が、昨年度から独立性のある形に切り替わった現在、その活性化は常議員会自体で推し進めなければなりません。

常議員会の活動のうち、定例または臨時の弁理士会総会前に開催される全体会は、例規に則った活動となる一方、分科会活動は常議員会が独自に活動するものであり、分科会自体の意思により展開することができます。

今年度は、分科会活動としては、執行役員会から寄せられた一つを含めて4つの審議事項を検討し、結論を得ることとします。得られた決議は、執行役員会を始めとする関係各機関に伝達して実施いかんが検討されることとなります。

以上



会 務 報 告

日本弁理士会監事長 染谷伸一

1. 本年度の監事会

南甲弁理士クラブの染谷伸一です。

監事2年目の本年度、前年度の副監事長に続いて監事長を仰せつかっております。

監事会は選挙で選ばれた1年目の監事5名と2年目の監事5名に、総会で承認された外部監事2名の総勢12名で構成されます。

因みに、本年度の副幹事長は監事2年目の西日本弁理士クラブの福島三雄先生と監事1年目の無名会の千葉太一先生です。外部監事は株式会社日立情報サービスの特別顧問・平山裕之氏と、本年度より就任された学習院大学法学部教授の岡孝先生にお願いしております。また、監事会担当の副会長は、会務担当の金本哲男先生と会計担当の大澤豊先生です。

2. 監事会の役割

監事会の役割について会則（第82条第8項）は、「監事会は、執行役員会の会務の執行並びに本会の資産及び会計の状況を監査する。」と規定しております。そして、実際の監査に当たっては、会務及び資産、会計について、相当性、適法性、妥当性、合理性、正確性などの観点から厳正に監査し、会務及び財務会計に関する内部統制の整備や運用状況の検証並びに評価を行ない、以って会務執行の合理化と効率化を図ると共に、資産や会計処理の適正化に資することを責務としています。また、監事会は、その責務を効果的に達成するため、執行役員会の他、付属機関や支部も監査対象としています。

3. 本年度の重点政策と監事会

本年度は2年目の伊丹会長の下、地域知財活性化活動のさらなる拡充やタイムリーで効果的な広報活動の強化などを主たる重点項目として積極的な会務運営を行っており、それに伴う予算も大きく膨らむ中、監事会ではそれぞれの活動について執行役員会議事録や会計収支報告などを検証し、会務並びに会計について前記した諸観点から監査を行っております。

本稿を書いている8月末時点で、本会の会員数も11,100名を超え、繰越金も諸基金や特別会計を含めると50億円に達する規模となっており、会務活動の広範化と共に会計規模も益々拡大しつつある現状で、本年度の監事会のメンバーも重責を感じ毎月の監事会に臨んでおります。

現在までのところ、会務監査及び会計監査は特に問題なく済んでおりますが、今後も任期の満了まで職責を果たしていく所存です。次年度の定例総会で無事に監査報告を果たすことを祈念しております。

以上

日本弁理士会研修所の概要

日本弁理士会研修所所長 田村 爾

平成27年度より日本弁理士会研修所所長を拝命しています。田村爾です。

本年度も昨年度に引き続き、日本弁理士クラブ会誌「日弁」の貴重な紙面をお借りする機会を戴きましたので、今回は、研修所が重点的に取り組んでいる活動について紹介させていただきます。

1. 研修システムの再構築

日本弁理士会のシステム構成は、ホームページ、弁理士ナビ、電子フォーラム、研修システム及び会員総合DBの5つの基本システムの組み合わせで構成されています。この中で研修に関連するシステムは、eラーニングや単位管理機能を備えた研修システムと、研修申込管理や研修情報・受講者情報の管理を行なう会員総合DBに分かれています。

現在の研修システムは、構築から9年目が経過し、利用者である会員数の増加に伴うシステム負荷の増大、様々なニーズに対応するためのシステム改造の頻発、そして、支出に占めるランニングコスト比率の増加など、研修システム全体の見直しが喫緊の課題となっています。

研修所では、研修システムの見直しに向け、本年度当初にWGを立ち上げ、会員からの意見募集を行ない、会員にとって公平で使いやすい研修システムの構築や研修関連業務の効率化などを中心に、研修システムの再構築を検討しました。来年の秋頃には、新しい研修システムが稼動する予定ですので、もう暫くお待ち下さい。

2. 能力担保研修の拡充

法定研修である能力担保研修はその枠組みが省令等で規定されているため、簡単に枠組み等を触ることはできません。このため、受講者の要望を踏まえ、より質の高い研修機会を提供するため、本年度は、以下のような新たな試みを行なっています。

①テキスト改訂：一昨年度より約1年間を掛けて、テキストの全面改訂を実施しました。本年度は、この新しいテキストを使用する1年目に当たります。

②サテライト講義の試行：地方での研修の実施要望はありますが、受講者数が少ないため、近年は、東京と大阪での毎年開催、名古屋での隔年開催となっています。地方での研修を実現するため、東京の講義を地方に配信して講義を行なう、サテライト講義を検討しています。本年度は、試行的に名古屋で行ないました。

3. 実務修習の拡充

実務修習は、弁理士登録前の必須研修ですが、従来は、弁理士試験に加えて新たな参入障壁としないとして、できるだけ未修了者を出さないような運用がされてきました。近年では、修了者に対する客観的な資質やスキルの担保が求められ、一昨年より試行的に開始したチェックリストによる起案の評価を、昨年度は本格運用を行いました。その結果、このチェックリストの評価で未修了者を出すに至りました。これは、修習生に緊張感を生むだけでなく、研修を運営する我々も重大な責任を痛感することであり、今後の実務修習の充実を図る上で、重要な起点となっています。

実務修習が抱える大きな課題に、受講希望者の減少があります。本年度の論文試験合格者は、288名であり、単年度の実務修習生数が300人を切る時代に突入しようとしています。このため、従来は東京・大阪・名古屋で開催していた実務修習の維持が難しくなっています。昨年度は、名古屋で電気分野の課目の研修が中止になりました。今後は、技術分野に分かれない課目（クレーム作成・解釈, 意匠, 商標）も開催が難しい場合が想定されており、研修の質を担保しながら、どのように運営の効率化を図り、その結果、最少催行人数をどの程度に設定していくのか、現在、検討を行っています。

4. 弁理士育成塾の活性化

平成25年から開始した弁理士育成塾ですが、修了者からは評価が高い研修であるにも拘らず、近年は受講者の減少が大きな問題となっています。本年度は、研修時間を100時間から70時間に圧縮する代わりに、受講料を47.5万円から29.2万円に減額して、受講者の負担の軽減を図りました。皆様もご存知のように、出願件数の減少や弁理士間の競争激化に伴い、明細書等の出願書類の作成能力をじっくりと高める機会が減少しています。このような中で、ベテラン弁理士から出願書類の作成に係るノウハウを直々に伝授してもらえるのは、極めて貴重な機会であり、弁理士育成塾の役割は大変大きなものであると感じています。今後は、新人弁理士や事務所経営者へ「弁理士育成塾」の有用性を理解していただき、スキルアップのより身近な手段として活用してもらえるよう、一層の周知活動を図ります。

5. 新人研修の抜本的な見直し

新人研修は、実務修習と併せて受講することで、弁理士の専権業務を網羅的に習得することが可能ないように設計されています。しかしながら、新人弁理士数の減少傾向が続き、弁理士のキャリアアップやスキルアップの手順も多様化する中で、新人研修のようなフルセット型の研修は敬遠される傾向にあり

ます。

本年度は、研修対象者を登録後2年までから登録後5年までの会員に拡大すると共に、名称も「基礎力サポート研修」と改め、実務経験の少ない会員が、自分のキャリアアップ等のスケジュールに合わせて受講機会を確保できるよう工夫しました。その結果、若干名の参加者の増加が達成できましたが、根本的な問題解決には至っておりません。

このことも踏まえ、本年度は、今後の新人研修のあり方について抜本的な見直しを行なうべく、実務養成研修部での精力的な検討をお願いしました。その結果、来年度からは、全く新しい姿で、より充実した研修をスタートさせる予定ですので、乞うご期待下さい。

6. 倫理研修

倫理研修は、必須研修であり、5年の継続研修期間の最終年度に受講するよう設定されています。また、会員の事情にも配慮し、必ずしも最終年度に受講できない場合には、例外的に、他の時期に受講することも可能とする運用を行なっております。

本年度は会員へのニーズ調査を行い、70歳以上の会員に対しては、希望すればいつでも倫理研修が受講できるよう運用を見直しました。本年の秋から早速、倫理研修の早期受講制度の試行を開始しております。

7. その他

本年度は、これら以外にも様々な取り組みにチャレンジしております。例えば、実務養成研修として、従来の商標に加え、特許のクレーム作成の研修を復活させました。また、地域の研修の充実を図るため、各支部の協力を得て、研修所の運営委員に全支部から推薦を戴き、各支部と研修所との橋渡しを行っていただいています。さらに、知財ビジネスアカデミーでは新たなゼミとして係争やマーケティング（「知財交渉における戦略的意思決定」「マーケティング・ツールとしての知的財産」）に関するテーマを新設

ご挨拶

しております。このように、会員に求められる研修とは何かを常に探求し、改善を図ることは、研修所の重要な使命であると考えております。

ここで、研修所からのお知らせになりますが、以下の必修科目は、全ての会員が本年度中に受講を修了する必要があります。まだ、未修了の方は、忘れないうちに受講をお願いします。

(必修科目)

- ・「平成27年度特許法等改正説明会」(受講期限：平成29年3月31日)
- ・「平成27年度不正競争防止法改正説明会」(受講期限：平成29年3月31日)

8. 日本弁理士会研修所の組織

以上のような多岐に渡る研修を運営するためには、多くの会員の協力が不可欠です。研修所では、以下の表に示すような組織体制で業務を行っており、実に会員総数の約1%に相当する会員が運営委員等として活動しています。また、日本弁理士会の事務局も研修課が最も多くの職員(約10名強)を擁しております。

本誌の読者の皆様には、今後とも、日本弁理士会が提供する研修や研修所について、忌憚りの無いご意見をお聞かせいただくと共に、機会があれば、是非、研修所の運営にもご参加いただければ幸いに存じます。

日本弁理士会研修所の組織体制(平成28年度)

	担当副所長	担当部長	運営委員数
実務修習部	石田 正己(13512)	美川 公司(17351)	8名
実務養成研修部	中 大介(15518)	荒井 滋人(18041)	9名
継続研修企画・運営部	中川 裕幸(9531) 大島 一宏(15409) 山本 喜一(13018)	河野上 正晴(16054)	28名
継続研修管理部	山田 武史(11545)	林 裕己(16748)	7名
継続研修審査部	(同上)	折居 章(11733)	13名
能力担保・倫理研修部	高橋 洋平(14806)	真柴 俊一郎(14595)	18名
知財ビジネスアカデミー部	押久保 政彦(14354)	山田 稔(12178)	13名
弁理士育成塾運営部	絹谷 晴久(12850)	絹谷 晴久(12850)	5名
		合計	102名

※ 副所長(特命担当)：石川 憲(12232)



日本弁理士会中央知的財産研究所 からのご報告

副所長 筒井大和

1. はじめに

日本弁理士会中央知的財産研究所（以下、「研究所」）は、「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」を目的として、平成8（1996）年4月1日に日本弁理士会の附属機関として設立され、日本弁理士会におけるシンクタンクとして、知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、日本弁理士会の地位向上と社会的貢献に努めています。

当研究所の活動等は、日本弁理士会の下記ホームページをご覧ください。

http://www.jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/chuuou/chuuou4.html

2. 組織・運営について

(1) 今年度は、当研究所設立21年目を迎え、通常の調査研究のほか、公開フォーラム及び会員向け研究発表会の開催、研究報告書である別冊パテントの発行、研究所の内外への広報活動等を引き続き積極的に行います。

(2) 当研究所の運営に関する諸問題に対応するため、また、運営の効率化を図るため、組織及び運営規則の変更を行い、正副所長会議と作業部会を研究所運営規則に制定し、運営委員は、研究のサポートを中心業務とする体制に移行しました。

3. 調査研究について

調査研究は、研究課題毎に本会会員でない外部研究員と本会会員たる内部研究員とで構成される研究部会を、本年は東京地区に3部会、関西地区に1部会設置し、それぞれ選定されたテーマについて鋭意調査研究を行っています。

4. 研究課題について

1) 「損害賠償論－更なる研究－」

（平成28年4月1日～平成29年9月30日）

我が国の知的財産権侵害の損害賠償額の在り方は、昨今の知財訴訟が不活性化状況の原因の1つとして、改善に向けた制度改正の見直しの対象となっています。日本弁理士会でも、知財訴訟委員会等で検討を行い、その成果を政府の審議会（内閣官房知的財産戦略本部知財紛争処理システム検討委員会）での弁理士会意見に活用しています。しかし、損害賠償額の在り方については、損害賠償論の観点から長期的視点に立った体系的な研究が必要です。

また、この研究課題は、関連する新しい裁判例や、TPP等の制度整備を踏まえて改めて検討すること、さらに、出願のインセンティブという観点から検討することも必要です。

2) 「知的財産権訴訟における証拠」

（平成28年4月1日～平成29年9月30日）

我が国の知的財産権訴訟における証拠収集手続は、昨今の知財訴訟が不活性化状況の原因の1つであるとして、改善に向けた制度改正の見直しの対象となっています。日本弁理士会でも、知財訴訟委員会等で検討を行い、その成果を政府の審議会（内閣

官房知的財産戦略本部知財紛争処理システム検討委員会）での弁理士会意見に活用していますが、証拠収集手続の在り方については、さらに長期的視点に立った体系的な研究が必要です。

また、証拠収集手続により提出された証拠の証拠力（証拠価値）の評価や、知財訴訟においてどのような証拠を提出すべきかの立証戦略について検討することも必要であり、本研究課題は上記を含む諸課題について検討します。

3)「新商標制度の総合的検討」

（平成28年4月1日～平成29年7月31日）

商標に関しては、当研究所では、これまでに「商標の使用」、「商標の識別性と商標の機能」、「混同をめぐる諸問題」等に関して検討、研究を行って来ていますが、これらのかつて検討、研究した論点についても、今般「新しい商標」が保護されるようになったことを考慮に入れて、色彩商標や、音の商標、等の「新しい商標」の使用、その識別性、機能、同一・類似性、混同の認定、等について総合的に検討、研究を加えるべきと思われます。

そこで、「新商標制度の総合的検討」のための研究部会を新たに立ち上げて、これらの研究を行うこととしました。

4)「特許クレーム解釈と記載要件」

（平成28年10月1日～平成30年3月31日）

近年、プロダクト・バイ・プロセス（PBP）・クレームに関する最高裁平成27年6月5日判決（平成24年（受）第1204号、平成24年（受）第2658号）、均等侵害を肯定した知財高裁特別部平成28年3月25日判決（平成27年（ネ）第10014号）等の重要判決が出されたこともあり、最新の判例動向や国際動向等を踏まえ、特許クレーム解釈に関する研究につき、ニーズが再び高まっています。

一方、クレーム及び明細書の記載要件についても、その重要性に鑑み、学術的視点及び実務的視点の両面から研究を行うニーズがあります。

以上を踏まえ、クレーム（及び明細書）について、これをどう解釈すべきか、また、適切な開示を保障

するための記載要件はいかにあるべきか、という両面から、総合的に検討を行うことを、関西研究部会の新たな研究課題としました。

5. 事業について

(1) 第14回公開フォーラムの実施

公開フォーラムは、例年東京及び大阪で開催し、会員・非会員含めて多数の来場者があります。今年度も継続的に開催し、公開フォーラムを通じて引き続き外部への広報を積極的に行い、当研究所の研究成果をアピールして行きます。

(2) 第10回会員向け研究発表会の実施

会員向けの研究発表会は、毎年東京と大阪で行われており、当研究所の研究内容に関して、特に実務的な観点から弁理士にとって重要なポイントについて発表を行うものであり、会員にとって非常に有益な情報収集の場となっていますので、今年度も開催します。

(3) 別冊パテント誌の発行

当研究所の研究成果である「報告書」は、広報センターのご協力により「別冊パテント」として発行しており、全会員に配布すると共に、大学、裁判所、特許庁、弁理士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家・学者・研究者などにも配布して、非常に高い評価を得ています。

ただ、偶然ですが、研究期間の関係で、今年度は、別冊パテントを発行する予定はなく、その分、次年度は上記4つの研究部会の研究成果をそれぞれ発表する予定です。

(4) その他、時宜に応じて当研究所として対処すべき事項

役員会等とも連携し、弁理士制度はもとより、広く内外の知的財産制度の動向に着目し、時宜に応じた研究活動の企画・実行を目指します。（以上）



知的財産支援センターの活動

知的財産支援センター センター長 松浦 喜多男

1. はじめに

本年度は支援センター長就任二期目の後半に当たり、4年目となります。

この通算二期4年で、支援センター長退任となるかと思えます。日弁の先生方には、日頃ご協力賜り、ここにあらためて、感謝申し上げる次第です。

さて、昨年度は、ご承知のように、我々の念願であった弁理士法が改正された年でした。弁理士法に弁理士の使命条項が加わった歴史的出発点を意識した取組を、様々な局面で行って参りました。各事業部では、新たな目的意識を掲げ、活動を展開してきました。

本年度は、その方向性をさらに確固たるものとすると共に、新たな取組も積極的に実行したいと考え、支援センターの行動スローガンを、以下の通り採択しました。

「使命条項の理念の担い手たることを誇りとして、さらに力強く前進しよう！」

2. 活動の主な柱

1) 使命条項に記載された「知的財産権の利用の促進」を担保し得る積極的対外支援

①中小企業支援への積極的取組

本年度は、弁理士知財キャラバン事業の2年目を迎え、その成果の刈り取りの時期に当たります。キャラバン事業遂行の中核をなす支援センターとしては、キャラバン活動に参画している総務部などを通して、成果の刈り取りに向けて、精力的に対応していきたいと考えます。

一方、このような個々の中小企業に対する直接支

援は、後述する展望の下に、来年度に新設予定の知財経営センターへ橋渡していければと考えています。

また、出願援助事業が、一昨年度、予算規模で拡大され、援助対象知財、法人に対する資力要件も緩和され、援助対象が広がり、出願援助事業の充実化が図られました。本年度も出願等援助部により、質の高い発明等を世に送り出す手伝いをします。特に、キャラバン事業と組み合わせた出願援助支援スキムも整備されたことから、その活用により、キャラバン事業の後押しをします。

②教育支援の充実化

本年度は、国の知財戦略本部も、知財教育に力を入れています。知財教育コンソーシアム構想など、官民挙げて知財教育を推し進めようとしています。

この流れの中で、知財教育の先鞭を付けている支援センターとしては、対外的連携を強め、この分野での存在感を増すべく、活動しているところです。

小中高対策としては、学校へ直接出向く知財教育支援を継続的に行うほか、教師を介した、より効率的な知財教育を積極的に展開していきます。そのため昨年度に引き続き、教師向けコンテンツを新たに作成するほか、従前のコンテンツを改変することにより教師が使いやすいコンテンツを多数蓄積するとともに、そのコンテンツの積極的開放を目指し、奮闘しているところです。教師が、弁理士会の教育機関向けコンテンツを利用し、そこから知財制度について学び、そのコンテンツを使用して自ら児童／生徒に知財教育をすることこそが、これからの方向であり、このための環境を整備し、教育機関に積極的

にアピールしていきたいと考えています。

また、国立高等専門学校機構との知財支援協定に基づき、51高専に対して、その要望に基づく具体的な支援を、支部と共に実行しています。新たなセミナー台本を作成し、高専からの様々なニーズに対応していきます。

さらには、本年度からは個別大学支援の枠組みを超え、起爆剤としての新たな大学支援のスキムを実行しているところです。この大学支援を通して、知財人材の育成に寄与していければと願っています。

③協定を軸とした活動

支援センターは、地方自治体（21道県・4市（3県は満了））と知財支援協定を締結し、知的財産セミナー等を開催して、当該地方自治体の知財活性化事業に協力してきました。この制度は平成13年の島根県との締結から13年を経過し、制度の硬直化が懸念されましたが、昨年度は、徳島県、香川県、鹿児島県との協定を結びました。本年度も、既に広島県との締結が完了しました。

このような活況下であって、単に締結して終わりではなく、各締結結果にとって、協定の成果が実感される活動が求められます。本年度は、新たな支援協定県を含めた締結自治体との連携を、さらに成果あるものにしたいと、活動しているところです。

また、一般社団法人中小企業診断協会傘下の各都道府県の協会と各支部との覚書締結が、残すところ一カ所となり、全県に亘りほぼ結実しようとしています。

このように、上述の高専機構との協定も含めて、様々な団体との協定関係を進めていきます。

④復興支援

復興支援プロジェクトワーキンググループの廃止に伴い、震災地域における中小企業支援の継続化を担保します。先般、熊本の震災を、復興支援の対象としたところです。

2) 知財総合支援窓口への適正な対応

平成25年度から、47都道府県に置かれた知財総合支援窓口に、弁理士が知財専門家として常駐することとなり、その推薦を日本弁理士会が行うこととなっています。この常駐弁理士（配置専門家）制度が適正に運営されるよう、支援センターとしては、中小企業支援統括本部及び各支部と連携しながら、引き続き必要な対応をしているところです。

3) 対外的支援活動におけるセンター機能の実行

支援センターは、日本弁理士会が行う様々な知財支援の中核という側面があり、支部を支えるシンクタンク機能の充実化や、支援情報及び成果の一元化に対応したいと考えています。

この趣旨に基づき、本年度は、各支部長が出席する地域知財企画調整会議を毎月開催し、各支部からの情報の共有化を図っています。また、第7回支部サミットも、本年度は金沢にて企画実行したところであり、キャラバン事業、支部連係、支部名称など、焦点を絞り活発な議論が交わされ、今後の支部活動、会務運営に資する有益な成果を生み出しました。

3. 中小企業支援の展望

1) はじめに

知的財産推進計画2015では、地方における知財活用の推進を重点3本柱の第1の柱として位置付けており、知財をキーワードとした中小企業の経営支援は、特許庁、自治体等の目玉事業となっています。

日本弁理士会としては、このような外的環境変化や、業務範囲の拡張などの観点から、中小企業の知財経営支援に積極的に取り組んで行く必要があります。

支援センターでは、知的財産支援窓口の運営や、知財経営コンサルティングの担い手を増強しつつ中小企業に出向いて支援する知財キャラバン事業を通して、知財経営に関与しているところです。

2) 展望

ところで、日本弁理士会の知財経営に関する体制は、複数の組織が特定分野で個別的に活動しているものであり、様々な要素が絡みあう経営というフィールドに対応していません。

知財価値評価は、コンサルと組み合わせさせてこそ生きる、多様な知財活用の展開はコンサルの現場で生きる、価値評価は知財活用と切り離すことができない、知財経営支援の地域展開を考えた場合には、地域キャラバンの活用が期待されるなど、様々な機能が有機的に連携して初めて、知財経営に対する有益なアドバイス、又は社会的役割を担うことができるといえます。また、知財経営を担い得る弁理士の養成という観点でも、総合機能を有する組織が求められます。

知財キャラバン事業を介して、中小企業の知財経営に参画可能な意欲と能力を持つ多数の会員を輩出したことを契機として、これら各組織の既存の事業を統合し、知財経営という概念の下に、新たな戦略に踏み出す時期に来ています。

このような時期に、各既存組織を統轄し、知財経営支援の総合力の確保と育成を通して、中小企業の現場に積極的かつ効率的に関与しようとする先駆的な知財経営センター構想が提案されています。

来年度には、知財経営センターが無事発足していることを願っています。その企業支援活動を通じて、産業社会における知財の活用に積極的に関与し、弁理士の使命、負託に応えることができればと、期待している次第です。

以上



知的財産価値評価推進センター について

知的財産価値評価推進センター センター長 村山信義

本年度センター長2年目の南甲弁理士クラブの村山信義です。

まずは任期1年目をなんとか無事終えて、2年目もそろそろ半分に差し掛かりました。お世話になりました各先生にはこの場をお借りしてお礼申し上げます。

弁理士会外の知財評価ニーズの掘り起こし・外部からのニーズへの対応・外部関係機関との連携など、弁理士の専権業務範囲外における課題を多く含む知財価値評価業務は、弁理士会または当センターだけでは推進・実行が難しい点が多くあります。任期1年目では、外部対応を中心にして、当初は予定していなかった事項への対応など、ルーチンワークではない事業運営に苦勞したように思います。また現在、「知的財産経営センター」への組織統合もWGにおいて検討されており、新しい組織での活動も視野に入れながら、2年目の運営に携わっています。

1. 昨年度の当センターの主な活動状況

昨年度1年間の特徴的な活動としては、「特許庁ビジネス評価書事業への対応」を含めた「知財金融における知財価値評価手法の検討・実施」により、裁判所案件以外の民間等向け評価案件の調査・検討・実施を行いました。また、これらから得られるフィードバックを基にして、従来の研究成果物のブラッシュアップを行いました。最近、民間企業・金融機関など裁判所以外からの評価の依頼・相談が増えています。当センターに直接依頼・相談がされる案件だけではなく、個々の弁理士の方にも知財評価についての依頼・相談が増えつつあるのではないで

しょうか。当センターを経由しない「一般会員弁理士が関わった知財価値評価業務」については、昨年度末に調査アンケートを実施しており、本年度分析結果を公表する予定です。

また「国際評価基準、諸外国の知的財産価値評価手法の検討」を行い、国際的に通用する価値評価手法・評価手順の可能性を探りました。

また、皆さんのお手元にも届けられておりますが、知的財産価値評価業務の質的向上・啓蒙を目的に、従来の研究成果物をまとめました（一般会員向け冊子「知的財産価値評価ガイド」）。

また、一昨年度のセンター設立10周年記念事業で開催がされなかった、東海、北陸、四国支部地域の知財状況に合わせた記念セミナー（地域活性化セミナー）を開催しました。

この他に、例年通り、評価手法等の研究、評価に関する資料・DBの研究・整備、評価人候補者向けの研修、一般会員向けの研修、評価人候補者制度の管理・運営などを精力的に実施しています。

2. 本年度の活動予定

本年度の当センターは、センター長1名、副センター長10名、運営委員が63名の体制で活動をしています。

予定している活動概要は以下の通りです。

2-1. 知財価値評価普及セミナー

本年度は、地方において数少ない知財価値評価の企画として好評であった「センター設立10周年記念セミナー」(平成26年度)、「地域活性化セミナー」

(平成27年度)と同様のセミナーを2支部地域(京都、福岡を予定)において開催し、セミナーを通じて、民間企業・金融機関・地方自治体・大学等における知財価値評価需要の掘り起こしと、当センターの広報活動を企図しています。

これまでのセミナーを通じて、評価センターを経由する評価依頼案件の増加と評価センターの広報活動については、潜在的な依頼者との直接的なコネクションを作っておくことが有効であるように感じています(セミナーの場では具体的な相談は無くても、その後しばらく時間をおいてからセミナー参加者から相談をされる例が増えています)。特に、地方に出向いた際の知財評価に関する「期待感」は想像していたものよりも相当強いものがあります。本年度も、当センターの将来の「ファン」を作るような活動を小規模ながら地道に続けたいと思います。

2-2.民間等の知財価値評価ニーズ調査結果等に基づくマニュアル・評価ツールの作成

平成26年度に実施したアンケート調査の分析も参考にして、近年のニーズに即した「民間の知財価値評価ニーズ」に基づくテーマのマニュアルを引き続き作成します。また、評価書作成の際に直接的に利用可能な評価ツール(例:評価チェックリスト、各種評価様式等)を引き続き作成します。なお、本年度新規のテーマとして、ノウハウなどの「未権利化知的財産」の評価、DB等から抽出できる書誌データを用いた知的財産価値評価の指標及びその重みづけについてのマニュアル作成を開始します。

ノウハウ等の「評価」も近い将来必要になると考えられますので、他機関に先んじて弁理士会が着手をしたいと思います。

2-3.国際評価基準(I V S)、諸外国知財価値評価手法等の研究

国際会計基準に対応する「国際評価基準」(I V S)について調査・研究し、将来的に対応が必要となるものと予想される当該基準に基づく評価手法・評価

手順に関するマニュアル作成に着手します。また、JETROや北京技術交易所などにコンタクトを取って、より積極的な情報収集を図ると共に、日・中・韓・米を中心として、知財価値評価と弁理士の関わりについても調査・研究を行います。

なお、10月末には、米国の第一人者をお招きしてI V Sに関連する2日間のセミナーを開催予定です(資産評価士協会と共催)。

2-4.H P等の充実などの広報活動の促進

従来はパンフレット作成を中心に広報媒体の充実を図ってきましたが、この他に、当センターのHPの拡充を行います。HP上には、当センターの成果物、実施予定・実施済みセミナーの掲載などを行い、主にコンテンツの充実を目指します。弁理士会本体のHPのリニューアルにも合わせて、当センターの情報を外部に積極的に公表していきます。

広報活動は、パンフレットなどの新たな媒体の作成だけではなく、必要な時に必要な情報が得られるようなコンテンツの充実が有効と思われます。当センターに限らず、過去も含めた成果物としては相当なものが蓄積されていると言えますので、外部に開示できるものは積極的に公表し、当センターの存在意義をアピールしたいと考えています。

2-5.知財価値評価人材の育成

人材育成は、当センターの最も大きな目的の一つです。センター規則に則り、「評価人候補登録者」に対する、事例等を含む基礎から実践までの研修を継続します。また、平成24年度より開始した一部研修の一般会員への公開講座化を本年度も実行し、評価人候補登録していない会員に対しても知財価値評価への関心を抱かせる機会とします。さらに、毎年実施している一般会員向けセミナーによるセンター活動の概要報告も、会員に対する知財価値評価への関心を高めるための方法として継続します。これについては特に、平成27年度作成の一般会員向け冊子「知的財産価値評価ガイド」を活用します。

また、本年度は、多数の評価人候補者のスキルアップ・共通認識の醸成・交流を主目的として、「評価人候補者向け研究発表会」を開催する予定です。

2-6. ガイドライン・マニュアル等の整備

これまでに発行してきた冊子・評価ツールなどに含まれるガイドライン・マニュアル等は、「民事執行案件」を意識して作成されたものが多く、「民間案件」において弁理士が留意すべき点等に異なる部分、新たに追加すべき部分が存在すると考えられます。このため「民間案件」に対応する際のガイドライン等を策定する必要があります。

また、ノウハウなどの「未権利化知財」の重要度が増していることから、弁理士の当該分野における評価業務の指針を作成するために、今年度は「未権利化知財」の評価手法についての研究を開始します。同様に、「DB等から抽出できる書誌データを用いた知的財産価値評価の指標及びその重みづけ」についての研究も行います。

2-7. 資料整備と指標の作成

本年度も、「知財価値評価」に役立つ新たな図書資料の収集・整備に務めると共に、蓄積を進めている評価参考書等の情報に基づき、評価費用等の把握をするための指標の作成を進めます。

2-8. 新たなビジネスモデル構築

これまでに進めてきた研究活動・評価実績を基にして、金融機関・国・地方自治体等・大学・民間企業等との関係構築を図り、当センターが関与できる各種の知財評価ビジネスモデルの構築を図ります。

3.

当センターは、次年度は「知的財産経営センター」に統合される計画があります。その通りに進めば、「知的財産価値評価推進センター」としては本年度が最後の活動になる可能性があります。当センターの最後を飾れるように、もうあと少し尽力したいと考えているところです。

以上



国際活動センターについて

国際活動センター センター長 大西正悟

ご挨拶

昨年度に続いて今年度も国際活動センター長を仰せつかっております。日本弁理士会会長の伊丹先生の任期に合わせるように2年目のセンター長となります。センター長任期は2年のため、今年が2年目というつもりでしたが、前センター長の任期との関係上、今年が新たな2年任期のセンター長を拝命するという、ちょっと寝耳に水の話となり、来年度までセンター長としての任期が残る状況となりました。昨年1年間はほぼ暗中模索状態のセンター長でしたが、昨年の経験を踏まえて今年は少し進歩して全体組織および活動を考えながら行えるかと思っております。

今年度の国際活動センターは、センター長1名、副センター長8名、センター員約90名で組織し、外国情報部、日本情報発信部、国際政策研究部に分かれて活動しております。外国情報部は「アジア・オセアニア部」、「欧州・アフリカ部」および「米州部」に分けております。今年度は、海外窓口維持の検討・企画という諮問を受けるとともに、種々の業務の委嘱を受け、これらに対応する活動を行っております。以下、今年の会報と重なる部分の話は省略して、今年の新たな活動などを中心として紹介します。

海外団体・組織との交流

海外の団体・組織との交流は益々活発化する傾向にあり、今年も多く交流会などが行われ、予定されております。まず、各国弁理士会等との交流ですが、4月のAIPLA派遣団との東京、大阪でのセミナーおよび交流会を皮切りに、いくつかの交流会、セ

ミナーを既に行っております。5月後半にはJETRO NYの紹介でAIPLA元会長Ms. Sharon Israelを代表とするグループとの交流会を行い、5月末には中国北京に行って中華専利代理人協会との交流会を行いました。6月2日にはEPO長官、副長官が来日して伊丹会長を初めとする代表との会合を行い、6月6日にはベトナムホーチミン市知財協会が来会して交流会を行い、6月21日には台湾弁理士会が来会して交流会を行いました。

これからの活動もいろいろ予定されております。9月8日にマレーシア特許庁が近畿支部に来会して交流会を、10月にEPOが来会して東京（10/17）および大阪（10/19）で交流会およびセミナーを、10月6日にドイツ弁理士会（PAK）が来会して交流会を、それぞれ行う予定です。時期は未定ですが、韓国弁理士会との交流会を東京もしくはソウルで開催予定（できれば来会頂いて東京での開催を希望しております）で、イギリス弁理士会（CIPA）が来会して東京で交流会を開催する予定です。さらに、現時点での最もホットな話題ですが、イギリス弁理士会の会長が10月に来会して、今回のEU離脱（Brexit）の対応についての話をしたいという要請も来ております。

こちらから出向いての活動も予定しており、10月24日に米国特許商標庁に行って日本ユーザ会合に参加し、翌日10月25日および26日にはAIPLAとの会合を行う予定で、一方、10月27日～30日には中華商標協会の年次総会に参加して中華商標協会との交流会を行う予定です。なお、中華商標協会との交流には伊丹会長も参加予定です。

今年度の活動トピックス

従来なかった今年度特有の活動トピックスをいくつか紹介します。

まず、米国大使館のサントス書記官から日本弁理士会の活動、優先事業・プロジェクトについて話が聞きたいとの要望があり、7月5日に本多副会長とともに米国大使館に行って会合を行いました。このときには数日前に赴任したばかりのヒル公使が会合の最初に出席されて話をする機会がありました。

昨年来JETROとの関係が活発化しております。昨年10月のワシントンでのUSPTOユーザ会ではJETRO NYの今村様に大変お世話になり、5月末の北京訪問では本間様を初めとしてJETRO北京の方々に大変お世話になりました。JETRO NYからは今年になって日本でのセミナーの共催もしくは講演要請を受け、7月19日には「米国における最新の知財訴訟戦略」と銘打ったセミナーを共催で開催し、9月には「米国での模倣品対策、水際対策についてのセミナー」、10月には「中南米セミナー」を共催もしくは後援開催予定です。JETROとの関係はこれから益々活発になると思われまます。

プロジェクトグループ活動関係

上述した海外団体との交流会などはプロジェクトグループ（PG）での対応が多いのですが、今年度の特徴的なPGをいくつか紹介します。

アジアの知財実務家を対象とするアジアセミナーを2年に1回の割合で行っておりますが、今年度が開催年度であるのでアジアセミナー PGを設置して準備を進めております。開催地はベトナム・ハノイで、2017年2月27日～28日を予定しております。

初めての企画として、海外の出願人を対象として日本の知財の紹介（PR）を行うセミナーを予定しております。このため、Discover IP Japan PGというPGを立ち上げ、準備を進めております。この企画は伊丹会長の肝いりで、可能であれば来年以降も場所を変えて継続したいと考えております。今年は米

国西海岸（シアトルおよびシリコンバレー）での開催予定です。

今年はイギリスがEU離脱となり、これについての今後の対応を慎重に検討する必要があります。EUIPO（旧OHIM）に対する講師招聘を依頼して、セミナーを行うということも検討しております。アジアセミナーの下見においては、カンボジアの知財関係団体から知財に関する支援要請を受け、これに対する対応も検討したいと考えております。最近になって新たに秘匿特権（ACP）についての検討を委嘱事項として加わりました。このため、秘匿特権についてのさらなる検討、対応が必要となっております。

以上のように、今年度は昨年度以上に検討事項、行事が増えており、様々な活動、対応が必要となっております。昨年度も言いましたが、国際活動センターの活動は外国の人、組織と連絡を取り合っていくことが多く、語学力（特に、英語力）を必要とするとともに、外国の人、組織との繋がりを築いて蓄積する必要があり、継続的な人材育成が必要です。このような状況の下、当センターの全員がベストを尽くして運営に当たるつもりでおりますが、日本弁理士会の先生方には、一層のご指導、ご鞭撻、ご協力を頂けるようお願い申し上げます。

広報センターについて

センター長 鈴木 一 永

1. はじめに

広報センターは、平成22年4月1日より日本弁理士会の附属機関としての活動を開始し今年で年目になる最も若い附属機関です。平成28年度は、運営委員89名から構成されております（追加選任を含む。）。

以下、組織の概要と各構成組織の役割を簡単に紹介させていただきます。

2. 組織概要と各構成組織の役割

当センターは、①広報企画会議のもと、②企画総務部、③第1事業部、④第2事業部、⑤第3事業部、⑥会誌編集部から成り立っており、各運営委員は、②乃至⑤の事業部に属しております。昨年は広報戦略検討WGを組織していましたが、本年は、WGを組織いたしておりません。本年は、昨年のWGの報告書に基づく政策を実行する年と位置付けられているためです。

①広報企画会議

広報企画会議は、センター長、副センター長、各事業部長から構成されており、日本弁理士会執行理事会から、広報センター担当副会長、同担当執行理事、必要に応じて会長室長が出席されます。

役割としては、広報センターの事業全体の計画と進行状況のチェック等行い各事業部間の情報共有を図り、センターの意思決定を行います。

各事業部は、担当副センター長、部長、副部長、運営委員から構成されており各事業部の役割概要は以下の通りです。

②企画総務部

企画総務部は、広報センターの運営及び活動の企画立案などを行います。他の事業部で扱わない事項の多くを受け持つ事業部です。

③第1事業部

第1事業部は、イベントを活用した広報、紙媒体を利用した広報、例えば、新聞、雑誌への広告掲載、ノベルティグッズの企画・選定・作成、着ぐるみ（別紙参照）の普及と貸出等を行う事業部です。

④第2事業部

第2事業部は、記者会見、マスコミ対応等、マスメディアを活用した広報を担当する事業部で、年に十数回の記者会見・貴社勉強会や取材の立会、メールマガジンの発行等を行います。

⑤第3事業部

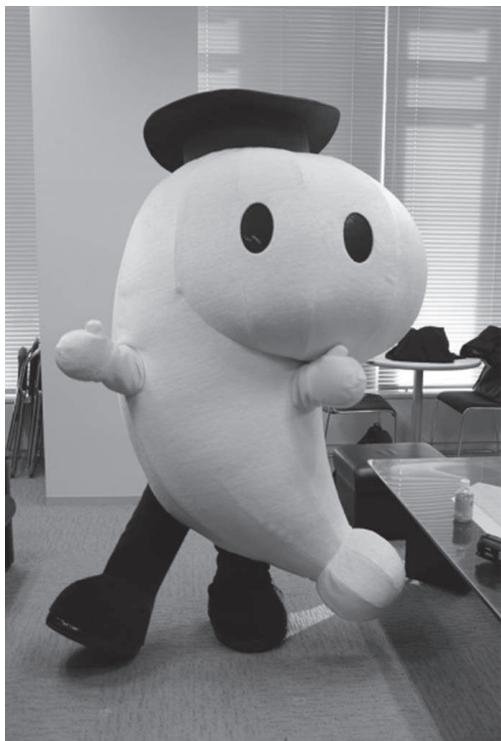
第3事業部は、広報誌「パテントアトニー」の発行（季刊）、ウェブ、ホームページを活用した広報を担当しており、日本弁理士会を紹介する弁理士INFO、「ヒット商品はこうして生まれた！」の発行などを行う事業部です。

⑥会誌編集部

日本弁理士会の会誌「パテント」の編集をする事業部で、通常発行のもの他、例えば中央知財研究所の論文をまとめた別冊の発行を行っているほか、「パテント」に掲載する広告の取り扱い、特集の選定と執筆依頼等を行っています。

ご挨拶

この写真は、日本弁理士会のゆるキャラ「はっぴょん」です。ゆるキャラコンテストにもエントリーしています。日本弁理士会の各種イベントに登場し、日本弁理士会の宣伝をするために活動しています。



3. 現状と参加のお願い

本年は、広報センターとして、ホームページの改定、ラジオ放送、テレビ放映による広報を行うべくで現在準備を進めております。ホームページの運用は、平成29年4月1日から開始する予定です。ラジオ放送は、コミュニティーエフエムではありますが、平成28年10月から29年3月までを予定しており、テレビ放映も中国地方の手錠派のテレビ局で、10月からの放映に向けて準備を進めております。

広報センターは、弁理士会のいろいろな動きを知るうえでとてもわかりやすい付属機関です。一方、構成メンバーは、弁理士登録5年以内の若いメンバーが多く、新鮮な感覚で弁理士会を広報するアイデアをだし日々実行しています。興味のある方は是非ご参加いただけますと幸いです。

お待ちしております。



日本弁理士政治連盟について

日本弁理士政治連盟会長 水野 勝文

1. はじめに

困難な業務環境の中、日本弁理士政治連盟の活動にご理解・ご支援をいただいている皆様に、役員を代表して感謝申し上げます。

本年度は年度始めから、

- ・外国法事務弁護士のB法人(混合法人)問題
- ・活発な自由民主党政調の知的財産戦略調査会
→知的財産推進計画2016への対応
- ・関連して具体的な、知財金融フォーラム、弁理士知財キャラバン等の事業への対応
- ・弁政連の活動資金の枯渇に対する活動一時停止、一部中止等の措置と対応
- ・その状況を踏まえた、総会、本年度事業計画
- ・日本弁理士会各支部回りへの参加
- ・新特許庁長官など、新人事への対応
- ・参議院議員選挙対応
- ・都知事選挙
- ・国レベル、都レベル次年度予算

といった諸課題への対応に追われていましたが、副会長の皆様、事務局長谷川さんをはじめ、多くの方々のおかげで、何とかギリギリでやってきていると思います。本当に感謝申し上げます。

2. 平成28年度活動方針

本年度は、上記の例のような多方面への迅速な対応が求められている一方、現状、弁政連と同事務局のマンパワー、資金が極めて限られていることから、選択と集中を念頭に下記2点を柱にしています。

一つは、上記の知財戦略調査会をはじめとする各施策の検討・提言へのタイムリーな対応です。予算

や、より具体的施策への落とし込みについても見ていく必要があると考えています。

もう一つは、使命条項を設けた弁理士法改正の成果の一つとも言える「弁理士知財キャラバン事業」をはじめとする日本弁理士会の事業とのコラボレーションです。特に、弁理士会各支部など、地方における活動を重視したいと考えています。この活動が、毎年弁政連会費を納めてくれる会員との協働にも繋がることを期待しています。

重要課題である弁理士法改正については、次期法改正に向けて、本会において検討・取り纏めが進行中と理解しています。ただ、弁理士法改正のためには、弁理士の実績や様々な根拠となるデータを示すことが重要になります。このため、早い段階で方向性を定め、準備を進めていくことが重要です。

来年度には具体的な準備を始める必要があろうと思います。

3. 弁理士の政治活動

TPPや規制緩和政策等の動向とその影響からも明らかのように、我々弁理士も最早政治・立法・行政と無関係というわけにはいきません。現に平成12年の弁理士法改正では、特許料等の納付や特許原簿等への登録申請といった手続が、弁理士の独占業務から開放され、様々な事業者が参入しています。

そもそも弁理士資格は、法律の裏付けがあっただけで存在できるのであり、弁理士の業務は弁理士法によって規制されています。数次の弁理士法改正によって、独占業務の一部開放や弁理士試験制度が変更されてきたことは皆さんご存知の通りです。

よって、弁理士業務参入にメリットを感じる他団体が国会議員に働きかけて、我々弁理士が想像もしていなかった方向に法改正が進む可能性も否定できないのです。実際に、そのような動きが過去何度も起きています。

法科大学院の修了者への弁理士資格の付与や商標登録出願の代理業務の他土業への解放など、我々弁理士からすればとても信じられない提案も存在しました。

このような状況下では、個々の会員がそれぞれの考えを持っていることは勿論ですが、弁理士全体として、国レベルの視点も含めて、知的財産(制度)や弁理士(制度)を切り口に政策提言し、社会に貢献していくこと、ひいては弁理士の存在価値を高め、弁理士の社会的地位、弁理士としての生活を確保していく、といった考え方が必要ではないでしょうか？

弁理士にも政治活動、社会貢献が必要な時代であり、少しずつ力を合わせて、粘り強く行動していかなければ、大袈裟ではなく、弁理士制度の弱体化・崩壊につながりかねません。

4. 弁政連の存在意義

日本弁理士会は公益特別法人であり、その事業、目的は、弁理士法によって規制されていますので、その活動には自ずと限界があります。自由に政治活動が可能なのではありません。そこで、昭和49年、弁理士会の斡旋決議により、日本弁理士政治連盟(弁政連)が設立されました。

このような事情は他の土業団体においても同様で、主な土業団体では、日本弁理士政治連盟と同様の政治連盟を設立して政治活動をしています。

弁政連の会員は全員弁理士であり、日本弁理士会と密接に協力しながら活動しています。当然、政策提言等においても、弁理士の専門的知見、中小企業の状況や現場の情報を踏まえた意見など、日本弁理士会の意向が反映されることになるのです。

「政治連盟」というと、特定の政治思想や主義・主張、信条を持った人達の集まりというイメージを持たれるかもしれませんが。しかし、日本弁理士政治

連盟はそのような団体とは異なります。日本弁理士会の意向を代弁し、日本弁理士会とその会員のために、広く国会議員をはじめ政策関係者に、日本弁理士会の考え方を説明し、理解を深めてもらうよう継続的に活動している団体です。

5. 弁政連の活動

日本弁理士政治連盟は、上記の通り、日本弁理士会とは別個の独立した団体として設立されていますので、その会費も日本弁理士会の会費とは別になっています。皆様にも毎年一回、会費の納入のお願いが行っていると思います。

皆様から頂いた会費を活動費として、まずは、弁理士や弁理士制度に理解がある国会議員を増やす活動です。日頃からの付き合いが大事で、得られる情報量が違ってきます。検討されている国の政策との関連での弁理士や日本弁理士会の存在意義や考え方を説明し、少しでも理解を深めてもらう活動です。

また、具体的な重要法案や政策があれば、担当大臣、副大臣、政務官や担当行政官にも日本弁理士会の考え方や立場を説明し、理解を深めてもらうよう努力しています。まずは、広く知的財産(制度)や弁理士(制度)を理解してもらい、日本弁理士会の意見を理解してもらえる国会議員を増やすことを目指していますので、自由民主党、民進党、公明党といった特定の政党に偏ることなく、活動しています。

ただ、これらの活動の広さ、深さは、マンパワーとともに活動費の多寡に縛られているのも現実です。

6. 最後に

我々弁理士の政治力は、票、資金、いずれを見ても明らかなように、決して強いとは言えません。しかし、だからこそ、地道な継続した活動によって社会の信頼を得ていく努力が必要だと思えます。皆様のご理解とご支援をお願いします。

日本弁理士政治連盟の具体的な活動については、是非ホームページ(日本弁理士会ホームページからリンク)をご覧ください。